

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

外為自由化に備え資料情報制度創設

Q：平成10年4月からの外為法の改正に伴い、税制面の情報制度が創設されるそうですが、どのような制度なのでしょう。

A：海外送金絡みの不正を防止するため、一定額以上の海外送金などに関する金融機関等からの報告義務を柱としています。

【解説】

外為法改正により、貿易代金の支払・受取や預金・信託、対外支払手段の売買、証券取得、不動産取得などといった資本取引についても、原則として完全に自由化されることとなります。また、金融機関に求められていた資金決済に関する確認義務の範囲も大幅に縮小されます。

そのため、大蔵省では、海外取引を利用した租税回避を防止する「資料情報制度」の法制化を検討しており、この「資料情報制度」を盛り込んだ法案を今秋の臨時国会に提出、新外為法にあわせて来年4月から施行される見通しとなっています。

大蔵省が検討している「資料情報制度」の概要によると、対象とするのは100万円以上の取引とされており、企業や個人が行う海外への送金や海外からの入金などの取引内容を税務当局が把握できるように、金融機関は、(1)海外送金の日付、(2)金額、(3)送金人の名称、住所、(4)受取側の国、名称、所在地、(5)送金の原因、の5項目の報告を義務付けることとしています。

